

つてどういう形でもって、別なものであるという指示のもとにいろいろと御提案を申し上げたものが、いわゆる一括審査にいたしましたので、その辺の経緯についてまず一つお尋ね申し上げたいと思うわけがあります。

二番目、この請願書の審査報告書については、この委員会でもそうでありますけれども、審査報告書の作成については委員長に御一任願いたいという形でもって委員長の手元で作成されたというふうに思っております。この理由に、世界平和都市宣言及び非核三原則堅持に関する意見書を議決してあり、意に沿いたいという理由が述べられております。

これを素直に解釈しますと、日本語的な解釈でありますけれども、世界平和宣言及び非核三原則堅持に関する意見書を議決してあるので、この請願はそれとは相反するものであるから意に沿いたいというふうにこの文章ではとれるわけですね。これは日本語の解釈からいけば、文法的な解釈からいけばまさにそのとおりであろうと思うわけですね。どうしてこういうことになったのか、その辺をひとつ明確に御答弁をしたいと思いますと思うわけがあります。

よろしくお願いいたします。

○副議長(仲村清信君)

暫時休憩いたします。

午後一時三十九分

休憩

午後二時三十四分

開議

○副議長(仲村清信君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○七番(井上寅吉君)

先ほどの副議長の質問に御答弁を申し上げます。

第一点目の請願第六十一号及び六十一号四号については、先ほどの副議員の質問と同様の意見もありましたが、お諮りいたしましたところ一括して審査することと決定いたしましたので御了承をいただきたいと思います。

続きまして二点目の意に沿いたいという点につきましては、請願二件とも審査報告書にあるとおり、福生市では世界平和都市宣言で十分という意味でござりますので御了解をいただきたいと思います。

なお、ただいま急遽総務委員会を開き、お手元に御配付してあります請願第六十一号四号の審査報告中の理由についてただいま御配付いたしましたようにぜひ御訂正くださるようお願い申し上げます。以上です。

○二十四番(関 米吉君)

ただいま私の質問に対する答弁をどううだいいたしたわけでございますが、すけれども、結論から申しますと、本請願が賛成少数のため不採択という事に決定したという、この決定につきましては誠に遺憾であるとは私は考えておるものであります。

なお、先ほど委員長の審査報告の中にも述べられましたけれども、すでに多摩二十六市中、本題目の請願が採択されている所が二市中に及んでおる、こういうことであります。私は、やはりこうした問題、特に最近起っておりますところの例えは、池子弾薬庫跡の米軍住宅建設の問題、あの富野市長は当初からこの建設反対という立場に立ちまして当選されている市長であります。これもまた民主主義のルールにのっとりまして、昨日、リコルの問題が提起されました、さうく、その開票が行われたというふうなことであります。当初からすでに反対という立場の市長が公職選挙法の定めによつて民意の多数を得て当選されているにもかかわらず、再度信任投票というふうな形のリコル運動が起ってくる。これも私は民主主義だろうと思っております。

したがって、こうした平和を希求する広範な市民の運動は、今後とも恐らく絶えることなく続けられてくるであらうというふうに予想いたしておるものであります。

先ほどの審査報告の中に、すでに四十五年と世界平和都市宣言が行われておると。

これは世界連邦というふうなものの運動が当時広範に巻き起こった所において、この平和都市宣言、やはり各市中において採択されております。また非核三原則堅持に関する意見書、これも五十二年、これも当時のやはり多くの各市中においてもこうした意見書が議決されておるわけですから。

したがって、こうした世界平和都市宣言あるいは非核三原則、こうしたものもすでに採択されておるばかりなかつ、二十六市中二十市中が改めて非核都市宣言を行つておると、こうした運動、この経緯もよくひとつ皆様方の御賢察をいただきたして、こうした運動が今後また市民の中から巻き起こってくるであらうという、ことを予想しておりますので、さうした場合におきましては、さういった点もとらえて、ひとつ誤りのなき、いろいろと審査あるいは結論を出していただきたいという、ことをこの際強く要望しておくものであります。

要望として最後に意見を述べさせていただきます。(「暫時休憩」といふ者あり)

○副議長(仲村清信君)

暫時休憩いたします。

午後二時三十九分

休憩

午後二時四十分 開議

○副議長(仲村清信君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○七番(井上寅吉君) 先ほど総務委員会と申し上げましたけれども、委員会ではございません。総務委員会の皆さんに集まっていたいて御相談申し上げたということです。よろしく。

○副議長(仲村清信君) ただいま委員長から発言のありましたとおり、ここに皆さん方の手元に御配付しております委員長報告書の字句について訂正することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(仲村清信君) 御異議なしと認め、訂正することに決定いたしました。

○副議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。反対者、一番林田 武君。

(一番 林田 武君登壇)

○一番(林田 武君) 御指名がございましたので請願第六十一三号「非核・平和福生市宣言」制定に関する請願書、請願第六十一四号「福生市に非核都市宣言を求め」る請願書に反対の立場から御意見を申し上げます。

申し上げるまでもなく、今、人類、世界にとって大きな問題は核であります。人間の科学技術の発明はとめどなく一人進歩したものは一歩も後退することはあり得ないことです。したがって、核そのものがなくなることはあり得ません。いずれの日にこの地球上に石油が一滴もなくなる日が来たとき、そのときには核は石油にかわるべくこのでさうないエネルギー源として存在することでしょう。

しかし、問題は核兵器であります。私たちが日本人は世界歴史上、唯一の被爆国であり、原水爆水の恐ろしく、悲惨なことを知っている唯一の民族であり、日本国こそが核兵器廃絶の先頭に立って世界に訴えていかねばならないというところに異論はございません。過日の請願第六十一四号の紹介議員の説明の中で、閣議員がこの壇上で切々と訴えておられたことを聞いてすぐにはそのとおりだと思いません。率直な気持ちでございます。

そこで、自由民主党の非核都市宣言等についての我が党の見解と称した自由民主

党の方を申し上げます。

核兵器の究極的廃絶は我が党の強く希望するところである。しかし、このために非核地帯の設定や非核都市宣言と行くことは無意味かつ望ましいことではない。我が国は非核三原則を堅持している核のない国であるので我が国個々の地方都市で非核都市宣言と行くことは無意味である。また宣言の内容を見ると一部には我が国が日米安保体制のもとに、アメリカの核の傘に入ることを自体を問題としているようであるが、我が国は日米安保保障体制のもとにあつてこそその安全と平和を確保し得るものであり、日米安保体制を堅持する我が国の方針とは異なっている。このような理由により我が国の地方都市が非核都市宣言と行くことはそもそも意味がない。ひた、資源少国である我が国は原子力の平和利用は積極的に推進する必要がある。以上が自由民主党の見解です。

私は、核廃絶は人間にとって大事なことだけれども、現在の国際情勢、人間の歴史をよく見た場合、自由民主党の見解の方が日本国の平和と安全を守るために正しいように思います。

早稲田市では、昭和四十五年十二月二十一日、福生市議会でも世界平和都市宣言と行つております。御承知のとおり、内容は世界の恒久平和を願ひ、戦争を防止

し、原水爆の脅威から人類を守るうとするもので、福生市はそのために努力する平和都市であると宣言したものであります。私は、もっともっと真剣に世界平和実現のために努力していかなければならぬと思います。

そこで申し上げますが、核廃絶には異論はないわけですが、福生市では世界平和都市宣言で十分と判断し、非核・平和都市宣言、非核都市宣言には反対の意見といたします。(拍手)

○副議長(仲村清信君) 次に賛成者、十一番原敏子君。

(十一番原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君) 請願第六十一三号「非核・平和福生市宣言」制定に関する請願書について賛成討論を行います。

核兵器が米ソ両国を中心に五万発も貯蔵されている中で日本は特に日米軍事同盟のもとでアメリカの核戦略に深く組み込まれており核戦争の危険が存在し偶発性も含めて日本が地域が核戦場になり得る危険性が高まっています。一人核戦争になれば全人類の死滅につながることは申すまでもありません。こうした全人類の危機をなくすためにも核兵器の廃絶は緊急の課題であります。

今、日本はもとより世界各地で核兵器廃絶の運動が広がり、その一つとして地方自治体の非核宣言が相次いで行われています。今月五日には中曽根首相のおひざ元高崎市でも核兵器廃絶・平和都市宣言の全会一致で採択されました。すでに全国では九百を超す自治体で宣言や決議が行われ、今、確かな大きな流れにわたっています。そこで、地方自治体のこうした非核・平和宣言や決議をすること、地方自治法から見ても住民の安全を守るために当然であり、憲法の平和に生ずる権利の地域における具体化から見ても当然であります。

特に福生市は核戦争を指令する通信施設や司令部の存在する横田基地に市の三分の一を占められており、核兵器の廃絶、核戦争の阻止は市民の命を守るために殊のほか重要な課題であります。

当請願は、第一に横田基地におけるあらゆる核兵器、核攻撃を任務とする部隊、核攻撃指令通信施設の配備、訓練の禁止と撤去を求める。第二に、軍用機、爆音のない平和な福生市をつくる。第三に、原爆の実像を広く市民に知らせ、核兵器の完全禁止の実現を目指すという三項目を内容とする宣言をするものであり、横田基地のある福生市として極めてふさわしい、かつ具体的な内容を持った宣言となるものであります。

非核・平和を願う大勢の市民の皆さんが願いにこたえるべく本請願を採択されますよう訴えまして、私の賛成討論といたします。

○副議長(仲村清信君) 次に賛成者、十二番遠藤洋一君。

(十二番 遠藤洋一君登壇)

○十二番(遠藤洋一君) 請願第六十一号「福生市に非核都市宣言を求める」請願

書にうけの賛成の討論をしたいと思います。

今、原議員から六十一号の請願についての賛成の討論がありましたけれども、これは、私たちが提出をいたしました非核宣言を実現するようにというお願いです。この福生、横田基地のある福生市で、福生市民として世界に訴えたいというのが大きな趣旨にあります。反対討論の中に安保条約の問題や、あるいは自民党の党是の問題等が出てきましたけれども、この総務委員会の中でのさまざまな議論の中でも実は憲法の議論にまで至るまで話は進みました。日本国憲法は戦争放棄をうたっているのだから、この宣言というものは必要ではないのかという意見も出てきました。僕は実は総務委員会の中で憲法の問題まで話し合ったというところは三十七年間の議員になって初めてだったものですから大変に感動しました。憲法が求めている他国との交戦はしない、ある

いは他の国との協調の中に生き行く平和憲法の精神がやはり福生市議会でも生かされたんだろうというふうに思っています。

そういうことでありますればますます憲法の精神を生かして、そして核戦争は再びないという非核宣言というのは大に重要な点だろうと思っております。

日本は広島と長崎に原爆を受けてしまった。しかし同時にたくさんの方々の南の島々では原水爆の実験によってたくさんの方々が被爆をしております。確かに唯一の被爆国ですけれども、ほかの南の島々や小さな国の人々も被爆をしております。あるいはアメリカ国内でも原水爆の実験によって、例えば有名な俳優ジョン・ウェインはそのためにがんが死んだということが通説になっております。そういう意味で大変にたくさんの方々の被害ということももたらされております。私たちが日本民族だけではなくて、広島や長崎だけではなくその当時の朝鮮人や中国人が死にました。イギリス人やオーストラリア人、アメリカ人の捕虜も死にました。

そういうことをかり言ひしても核兵器の廃絶というものは大変に重要な問題だと思っております。そのことを小さな自治体の一つ一つから言ひ出さうというものがやはり非核都市宣言だろろうと思ひます。その意味から言ひしてもぜひこの非核都市宣言をこの市議会会で採択をして、そして宣言をしていただきたいと思ひております。

先ほど果お話をいたしましたけれども、平和連邦の平和宣言を行つてゐる都市はたくさんあります。三鷹市の駅前には世界連邦の大きな立て札が立っております。

立つ看板が立っております。そこには世界連邦が求めている平和のことを書いてありますけれども、その横には非核都市宣言の大きな札も立っております。あらかじめ平和都市宣言をした自治体でもそのうちの多くの自治体は非核都市宣言をまたさらに重ねて行つています。ここで、すでに東京二十六市のうち二十市までが宣言をしたというふうに、関係員もおっしゃいましたけれども、実際は武蔵野、三鷹、清瀬、東久留米、東村山、東大和、武蔵村山、小金井、国分寺、国立、小平、田無、保谷、昭島、日野、調布、狛江、府中、ハ王子、町田です。実に人口が言うつハ〇%を超してゐる市がこの宣言をしてゐる。全体から言えばやはり大きな流れの中に入つてゐるんだというふうに思ひてゐます。

それから、これはまた委員会でも申し上げましたけれども、隣の昭島市で、横田を初め在日米軍基地から核戦争を追放した撤去に関する意見書というものが出つてきました。これは隣のやはり基地を抱えている町でもこういう形の意見書を出すというふうな時代です。

ぜひ、この福生市議会におきましてもこの請願を採択すること、福生市民として世界に訴へ、疑惑などと言われる横田基地を抱える町に住む住民として訴へ、市民の力で非核都市宣言を実現するといふ趣旨にぜひ皆様方の御賛同をいただきます。思っています。

今、林田議員の方からは自民党の見解や考え方というものが出てきましたけれども、ここで聞いておられる無所属の私も含めた議員の方にも願っていますけれども、ぜひこれはイデオロギーの問題ではなくて、まさに我々自治の問題であるといふふうに思っています。地方自治の一番大事なときに地方自治体それぞれがその力で宣言をすること、それから非核都市宣言をした後も平和のために、それからぜひ値し物やさまざまな里の幕で、さまざまなイベントなどでいくことの礎になると思っています。

ぜひ賛意の上に、この請願に御賛成くださるようお願いいたします。討論にかえておきたいと思えます。(拍手)

○副議長(仲村清信君) 以上で討論を終ります。

これより一件ごと採決いたします。

まず請願第六十一三号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採決であります。

お諮りいたします。

請願第六十一三号は採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(仲村清信君) 起立少数であります。よって請願第六十一三号は、委員長報告のとおり不採決とすることに決定いたしました。

次に請願第六十一四号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採決であります。

お諮りいたします。

請願第六十一四号は採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(仲村清信君) 起立少数であります。よって請願第六十一四号は、委員長報告のとおり不採決とすることに決定いたしました。

○副議長(仲村清信君) 日程第二十五陳情第六十一三号無認可保育室の助成に関する

る陳情書と議題といたします。

本件については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名がございましたので陳情第六十一二号につきまして委員会における審査の概要と御報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

本件については当委員会に付託され、以来四回にわたって審査を行ってきたものであります。

審査の過程においては、市内無認可保育所の実態について、同趣旨の陳情等が提出されている他市の動向について、認可、無認可保育所の児童に対する経費、委託について等の調査依頼がなされ、委員会としては、これらの報告を受けつつ慎重に審査を重ねてきたものであります。

委員からは、本来ならば認可保育所で措置すべきものと思うが、認可保育所で

措置できない実態があることから過渡的段階として無認可保育所が必要とされる

ものであり、本件については採択されたいとの意見がありました。

これに對して、無認可保育所については市としてもそれ相応の補助をしているわけであるし、また認可保育所でも今後対応できるように情勢に即応する必要があることを踏まえ、本件は不採択としたいとの意見がありました後、起立により採決いたしましたところ賛成少数により陳情第六十一二号につきましては不採択とすることに決定いたしました。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださるようお願い申し上げます、審査報告といたします。

○副議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に對する質疑を行います。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

○副議長(仲村清信君) 以上で質疑を終ります。

これより陳情第六十一二号について起立により採決いたします。

本件に對する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第六十一号は採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(仲村清信君) 起立少数であります。よって陳情第六十一号は、委員長
の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○副議長(仲村清信君) 日程第二十六 陳情第六十一号 国立病院、療養所の

充実に関する陳情書を議題といたします。

本件については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を
願います。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名がございましたので陳情第六十一号につきまして

委員会における審査の概要と御報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

本件については当委員会に付託され、以来三回にわたって審査を行ってきたものであり

ます。

審査過程において市長会及び議長会の動向調査の依頼や国立病院、療養所
所の統廃合、また自治体への経営移譲等の問題が出てきたことによりその推移を見
守る必要があるということから慎重に審査を重ねてきたものであります。

委員からは、全国的にも多数の自治体が採択をしている。国立医療機関の充実
強化は必要のものであり、統廃合や自治体への移譲は好ましくないから、本件は採
択としたいとの意見がありました。

これに對して、陳情の趣旨はわかるものの、医療機関の充実は政府方針に沿って
行うことが望ましいと確信するので、本件は不採択としたいとの意見がありました後、
起立により採択いたしましたところ賛成少数により陳情第六十一号につきましては不
採択とすることに決定いたしました。

何とか当委員会報告のとおり御決定くださるようお願い申し上げます、審査報告と
まていただきます。

○副議長(仲村清信君)

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に對する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(仲村清信君) 以上で質疑を終ります。

これより陳情第六十一三号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採決であります。

お諮りいたします。

陳情第六十一三号は採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(仲村清信君) 起立少数であります。よって陳情第六十一三号は、委員長報告のとおり不採決とすることに決定いたしました。

○副議長(仲村清信君) 日程第二十七陳情第六十一四号 大型間接税の導入とリ

やめを求める陳情書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名がございましたので陳情第六十一四号につきまして

委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

り、お手元に御配付の審査報告書の朗読につきましては省略をさせていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

本陳情書は昨年十二月定例会におうけ付託されたわけですが、十二月十六日の委員会と事務局より同趣旨の陳情書二件が五十八年に提出され、それぞれ審議未了となった旨の報告がありました。

委員より、大型間接税が導入されると庶民生活にも大きな影響がある。ぜひ採決して意見書を提出すべきである。また、国におうけ所得税を減税して間接税でバランスをとる考えもあるようであり、さらに研究する必要があるとの意見もあった。そのため起立採決の結果、継続と決定をいたしました次第であります。

続いて三月十七日におうけ、一般住民や中小企業も重税に苦しんでおり、ぜひ採決すべきであるとの意見、あるいは税金はいかにかいのかはわからぬけれども同じ考えである。国にいても税制調査会で検討中であり、こうした政治色を持った陳情書は不採決にすべきであるとの意見もあったため起立により採決いたしましたところ、採決に賛成が少